

## 農業改良資金の概要

農業者が農業経営の改善を目的として、「新しい技術や作物を導入したい。」「新たな加工・販売に取り組みたい。」など、無利子の農業改良資金が使えます。

### 1. 対象者

- ① 農工商等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等
- ② 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等
- ③ 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等
- ④ 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。）
- ⑤ みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等
  - ※ 旧持続農業法の認定を受けた農業者等（経過措置により、なおその効力を有するものに限る。）
  - ※ 上記の法律に基づく事業計画の認定のほか、農業改良措置に関する計画を作成し、都道府県知事による貸付資格の認定を受ける必要があります（農業改良資金通法第6条）。ただし、⑤のみ都道府県知事による貸付資格の認定を一体的に行えます。

### 2. 資金の使途

#### 【農業者向け】

- ・施設の改良、造成又は取得
- ・永年性植物の植栽又は育成
- ・家畜の購入又は育成
- ・農地又は採草放牧地の作付条件（排水改良等）の整備
- ・農地又は採草牧草地の賃借料等の全額一括前払
- ・農機具、施設等の賃借料等の全額一括前払
- ・農業技術や経営方法を習得するための研修
- ・品種の転換
- ・農畜産物の需要を開拓するための調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得
- ・営業権、商標権等の無形固定資産の取得又は研究開発費等の繰延資産の費用
- ・農業経営改善に必要な農薬費、資材費等に係る初度的経費

#### 【認定中小企業者向け】

- ・連携先の農業者が利用する農業経営に必要な施設（機械、建物等）の設置
- ・連携先の農業者の農畜産物等を原材料として相当程度使用する加工施設の改良、造成又は取得
- ・連携先の農業者の農畜産物等を相当程度販売するための販売施設の改良、造成又は取得

#### 【認定製造事業者等に貸し付ける場合の貸付対象事業】

- ・農業経営に必要な施設（機械、建物等）であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置

#### 【促進事業者等に貸し付ける場合の貸付対象事業】

- ・支援先の農業者が利用する農業経営に必要な生産、加工、販売施設（機械、建物等）の設置
- ・支援先の農業者の農畜産物等を原材料として相当程度使用する加工施設の改良、造成又は取得
- ・支援先の農業者の農畜産物等を相当程度販売するための販売施設の改良、造成又は取得

### 3. 貸付限度額・融資率

貸付限度額：個人 5,000万円

法人 1億5,000万円

融資率：借入者の負担する額以内（100%）

### 4. 貸付利子

無利子

### 5. 償還期間（うち据置期間）

12年以内（3～5年以内）

### 6. 取扱融資期間

（株）日本政策金融公庫

#### 【参考】

[農林水産省 HP](#)